

令和7年度ダイバーシティ推進センター出前講座「ぽらりす教室」実施要領

（目的）

1. ダイバーシティ推進センター「ぽらりす」（以下「ぽらりす」とする）は、県内のあらゆる地域、世代の皆様に対し、幅広くダイバーシティ&インクルージョン（以下「D&I」とする）に係る意識啓発を図ることを目的とし、出前講座「ぽらりす教室」（以下、ぽらりす教室）を行うこととする。

（実施方法）

2. 実施方法は、次のとおりとする。
 - （1）講師は、「ぽらりす」の職員とする。
 - （2）対象は、企業・一般県民等、小学生・中学生・高校生・学生、市町村職員等とし、形態は、研修、講座、授業等とする。
 - （3）会場は、茨城県内とし、開催を希望する団体等が会場確保・設営、物品準備を行うものとする。

（実施内容）

3. 出前講座の内容は、次のとおりとする。
 - （1）D&Iの推進に関すること
 - （2）個性や自分らしさを生かすキャリア形成に関すること
 - （3）仕事と生活の調和に関すること
 - （4）デートDV防止啓発に関すること
 - （5）多様な視点からの防災意識の向上に関すること
 - （6）多様な視点を持つ管理職の育成に関すること

（実施期間）

4. 実施期間は、次のとおりとする。

令和7年7月7日（月）～令和8年1月30日（金）

（実施形態および件数）

5. 実施形態および件数は、対象者別に次のとおりとする。
 - （1）研修、講座

企業・一般県民等	……最大10件
市町村職員等	……最大10件
 - （2）授業

小学生・中学生・高校生・学生等	……最大10件
-----------------	---------

（申込方法）

6. 申込は、いばらき電子申請・届出サービスより行うものとする。

（申込期間）

7. 申込期間は、次のとおり設定する。

- (1) 申込期間 令和7年4月21日(月)～令和7年10月31日(金)※実施日の3カ月前まで
- (2) 申込上限 申込件数が上限を超えた場合は、申込を締め切り、抽選により決定する。

(実施に関する調整)

- 8. 「ぽらりす」は、実施日時・内容等について申込者と調整を行うものとする。派遣する講師は、「ぽらりす」で決定する。

(講師派遣依頼)

- 9. 申込者は、実施日時・内容等について「ぽらりす」との調整が済み次第、ダイバーシティ推進センター長宛て、講師派遣依頼書(申込者任意様式)を提出するものとする。

(経費の負担)

- 10. 会場の確保・設営、必要物品の準備に係る経費は申込者の負担とし、派遣する講師等の経費は、「ぽらりす」が負担する。

(講師派遣の制限)

- 11. 「ぽらりす」は、次の項目に該当すると認めたときは、講師派遣を行わない。
 - (1) 公序良俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。
 - (2) 政治、宗教または営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
 - (3) 出前講座の目的に反し、その開催が適当でないとき。
 - (4) 大規模な災害等により、その開催が適当でないとき。
 - (5) その他、「ぽらりす」が適当でないと認めたとき。

(アンケートの実施及び提出)

- 12. 申込者は、出前講座終了後、受講者アンケート(感想記入等)の実施を行い、集約結果を「ぽらりす」に提出するものとする。

(資料の利用制限)

- 13. 申込者・受講者による出前講座の資料、投影データ等の第三者への提供、二次利用は不可とする。

(出前講座の公開)

- 14. 県男女共同参画推進員、市町村担当職員及び、「ぽらりす」が認めた関係者等から出前講座の参観希望があった場合、原則として公開とする。ただし、事前に申込者の了解を得るものとする。

(その他)

- 15. 出前講座の実施について、この要領に定めない事項は、「ぽらりす」が決定する。

附則

この要領は、令和7年4月15日から施行する。